

# 資金収支計算書

(自)平成26年 4月 1日 (至)平成27年 3月31日

1頁

(単位：円)

法人名 : 社会福祉法人 麗沢会

勘 定 科 目	予 算 (A)	決 算 (B)	差 異 (A) - (B)	備 考
<b>事業活動による収支</b>				
<b>収 入</b>				
介護保険事業収入	2,328,565,087	2,325,321,516	3,243,571	
老人福祉事業収入	265,000,000	261,714,569	3,285,431	
借入金利息補助金収入	30,000	30,000	0	
経常経費寄附金収入	130,000	130,000	0	
受取利息配当金収入	175,000	145,599	29,401	
その他の収入	7,114,500	6,941,116	173,384	
流動資産評価益等による資金増加額	0	0	0	
事業活動収入計 (1)	2,601,014,587	2,594,282,800	6,731,787	
<b>支 出</b>				
人件費支出	1,444,333,342	1,424,907,638	19,425,704	
事業費支出	561,909,380	548,594,244	13,315,136	
事務費支出	309,040,754	292,098,307	16,942,447	
利用者負担軽減額	5,980,000	5,923,554	56,446	
支払利息支出	2,581,000	2,398,468	182,532	
その他の支出	3,921,967	3,727,670	194,297	
流動資産評価損等による資金減少額	0	0	0	
事業活動支出計 (2)	2,327,766,443	2,277,649,881	50,116,562	
事業活動資金収支差額 (3=1-2)	273,248,144	316,632,919	△ 43,384,775	
<b>施設整備等による収支</b>				
<b>収 入</b>				
施設整備等補助金収入	0	0	0	
施設整備等寄附金収入	0	0	0	
設備資金借入金収入	0	0	0	
固定資産売却収入	0	0	0	
その他の施設整備等による収入	0	0	0	
施設整備等収入計 (4)	0	0	0	
<b>支 出</b>				
設備資金借入金元金償還支出	46,332,000	46,332,000	0	
固定資産取得支出	27,869,000	26,283,561	1,585,439	
固定資産除却・廃棄支出	0	0	0	
ファイナンス・リース債務の返済支出	12,313,000	12,190,148	122,852	
その他の施設整備等による支出	550,000	537,600	12,400	
施設整備等支出計 (5)	87,064,000	85,343,309	1,720,691	
施設整備等資金収支差額 (6=4-5)	△ 87,064,000	△ 85,343,309	△ 1,720,691	
<b>その他の活動による収支</b>				
<b>収 入</b>				
長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	0	0	0	
長期運営資金借入金収入	0	0	0	
長期貸付金回収収入	0	0	0	
投資有価証券売却収入	0	0	0	
積立資産取崩収入	65,422,000	65,420,255	1,745	
その他の活動による収入	10,750,000	10,750,000	0	
その他の活動収入計 (7)	76,172,000	76,170,255	1,745	
<b>支 出</b>				
長期運営資金借入金元金償還支出	0	0	0	
長期貸付金支出	0	0	0	
投資有価証券取得支出	0	0	0	
積立資産支出	547,175,025	546,569,350	605,675	
その他の活動による支出	9,375,000	9,375,000	0	
その他の活動支出計 (8)	556,550,025	555,944,350	605,675	
その他の活動資金収支差額 (9=7-8)	△ 480,378,025	△ 479,774,095	△ 603,930	
予備費支出 (10)	14,695,000	—	14,695,000	
	△ 7,360,210		7,334,790	
当期資金収支差額合計 (11=3+6+9-10)	△ 301,528,671	△ 248,484,485	△ 53,044,186	
前期末支払資金残高 (12)	1,229,239,223	1,229,239,223	0	
当期末支払資金残高 (11+12)	927,710,552	980,754,738	△ 53,044,186	

# 事業活動計算書

(自)平成26年 4月 1日 (至)平成27年 3月31日

1頁

(単位：円)

法人名 : 社会福祉法人 麗沢会

勘 定 科 目	当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増 減 (A) - (B)
<b>サービス活動増減の部</b>			
<b>収 益</b>			
介護保険事業収益	2,325,321,516	-	-
老人福祉事業収益	269,607,569	-	-
経常経費寄附金収益	130,000	-	-
その他の収益	934,290	-	-
サービス活動収益計 (1)	2,595,993,375	-	-
<b>費 用</b>			
人件費	1,434,623,513	-	-
事業費	545,928,596	-	-
事務費	292,718,372	-	-
利用者負担軽減額	5,923,554	-	-
減価償却費	217,409,199	-	-
国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 60,890,808	-	-
徴収不能額	0	-	-
徴収不能引当金繰入	692	-	-
その他の費用	0	-	-
サービス活動費用計 (2)	2,435,713,118	-	-
サービス活動増減差額 (3=1-2)	160,280,257	-	-
<b>サービス活動外増減の部</b>			
<b>収 益</b>			
借入金利息補助金収益	30,000	-	-
受取利息配当金収益	145,599	-	-
有価証券評価益	0	-	-
有価証券売却益	0	-	-
投資有価証券評価益	0	-	-
投資有価証券売却益	0	-	-
その他のサービス活動外収益	6,006,826	-	-
サービス活動外収益計 (4)	6,182,425	-	-
<b>費 用</b>			
支払利息	2,398,468	-	-
有価証券評価損	0	-	-
有価証券売却損	0	-	-
投資有価証券評価損	0	-	-
投資有価証券売却損	0	-	-
その他のサービス活動外費用	3,727,670	-	-
サービス活動外費用計 (5)	6,126,138	-	-
サービス活動外増減差額 (6=4-5)	56,287	-	-
経常増減差額 (7=3+6)	160,336,544	-	-
<b>特別増減の部</b>			
<b>収 益</b>			
施設整備等補助金収益	0	-	-
施設整備等寄附金収益	0	-	-
長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	0	-	-
固定資産受贈額	0	-	-
固定資産売却益	0	-	-
その他の特別収益	490	-	-
特別収益計 (8)	490	-	-
<b>費 用</b>			
基本金組入額	0	-	-
資産評価損	1,934,980	-	-
固定資産売却損・処分損	887,861	-	-
国庫補助金等特別積立金取崩額 (除却等)	0	-	-
国庫補助金等特別積立金積立額	0	-	-
災害損失	0	-	-
その他の特別損失	0	-	-
特別費用計 (9)	2,822,841	-	-
特別増減差額 (10=8-9)	△ 2,822,351	-	-
当期活動増減差額 (11=7+10)	157,514,193	-	-
<b>繰越活動増減差額の部</b>			
前期繰越活動増減差額 (12)	2,935,355,703	-	-
当期末繰越活動増減差額 (13=11+12)	3,092,869,896	-	-
基本金取崩額 (14)	0	-	-
その他の積立金取崩額 (15)	30,000,000	-	-
その他の積立金積立額 (16)	515,000,000	-	-
次期繰越活動増減差額 (17=13+14+15-16)	2,607,869,896	-	-

# 貸借対照表

平成27年 3月31日現在

法人名 : 社会福祉法人 麗沢会

(単位: 円)

勘定科目	当年度末	前年度末	増減	勘定科目	当年度末	前年度末	増減
資産の部				負債の部			
流動資産	1,157,633,790	1,411,359,418	△ 253,725,628	流動負債	297,920,021	304,029,160	△ 6,109,139
現金預金	740,878,363	995,396,844	△ 254,518,481	短期運営資金借入金	0	0	0
有価証券	0	0	0	事業未払金	72,871,671	77,428,297	△ 4,556,626
事業未収金	394,639,371	413,658,209	△ 19,018,838	その他の未払金	263,740	5,985,000	△ 5,721,260
未収金	123,495	130,987	△ 7,492	役員等短期借入金	0	0	0
未収補助金	20,213,569	0	20,213,569	1年以内返済予定 設備資金借入金	43,332,000	46,332,000	△ 3,000,000
未収収益	0	0	0	1年以内返済予定 リース債務	9,398,808	11,650,148	△ 2,251,340
貯蔵品	0	0	0	1年以内支払予定 長期未払金	537,600	537,600	0
医薬品	1,077,165	1,001,517	75,648	未払費用	101,018,858	96,003,144	5,015,714
診療・療養費等材料	0	0	0	預り金	3,036	1,500	1,536
立替金	8,500	376,532	△ 368,032	職員預り金	1,113,699	959,642	154,057
前払金	0	0	0	前受金	0	210,000	△ 210,000
前払費用	782,509	884,299	△ 101,790	前受収益	0	0	0
短期貸付金	0	0	0	仮受金	0	0	0
仮払金	0	0	0	賞与引当金	69,380,609	64,921,829	4,458,780
その他の流動資産	0	0	0	その他の流動負債	0	0	0
徴収不能引当金	△ 89,182	△ 88,970	△ 212				
固定資産	4,359,271,427	4,070,439,841	288,831,586	固定負債	298,427,555	353,835,843	△ 55,408,288
基本財産	2,996,811,187	3,155,953,967	△ 159,142,780	設備資金借入金	115,128,000	158,460,000	△ 43,332,000
土地	491,038,570	491,038,570	0	長期運営資金借入金	0	0	0
建物	2,495,772,617	2,654,915,397	△ 159,142,780	リース債務	11,915,200	18,614,008	△ 6,698,808
定期預金	10,000,000	10,000,000	0	役員等長期借入金	0	0	0
その他の固定資産	1,362,460,240	914,485,874	447,974,366	退職給付引当金	104,100,155	99,832,035	4,268,120
土地	0	0	0	長期未払金	627,200	1,164,800	△ 537,600
建物	634,358	817,309	△ 182,951	長期預り金	66,657,000	75,765,000	△ 9,108,000
構築物	51,492,330	61,391,700	△ 9,899,370	その他の固定負債	0	0	0
機械及び装置	4,348,987	6,856,867	△ 2,507,880				
車輛運搬具	4,976,262	7,065,720	△ 2,089,458	負債の部合計	596,347,576	657,865,003	△ 61,517,427
器具及び備品	120,360,371	126,092,597	△ 5,732,226	純資産の部			
建設仮勘定	0	0	0	基本金	431,114,424	431,114,424	0
有形リース資産	19,297,693	27,593,901	△ 8,296,208	国庫補助金等特別積立金	900,573,321	961,464,129	△ 60,890,808
権利	1,574,128	3,637,384	△ 2,063,256	その他の積立金	981,000,000	496,000,000	485,000,000
ソフトウェア	77,350	217,750	△ 140,400	施設整備等積立金	981,000,000	496,000,000	485,000,000
無形リース資産	2,016,315	2,670,255	△ 653,940	次期繰越活動増減差額	2,607,869,896	2,935,355,703	△ 327,485,807
投資有価証券	5,000,000	5,000,000	0	(うち当期活動増減差額)	( 157,514,193 )	( 0 )	( 157,514,193 )
退職給付引当資産	104,100,155	99,832,035	4,268,120				
長期預り金積立資産	66,657,000	75,765,000	△ 9,108,000	純資産の部合計	4,920,557,641	4,823,934,256	96,623,385
施設整備等積立資産	981,000,000	496,000,000	485,000,000	負債及び純資産の部合計	5,516,905,217	5,481,799,259	35,105,958
差入保証金	500,000	500,000	0				
長期前払費用	425,291	1,045,356	△ 620,065				
その他の固定資産	0	0	0				
資産の部合計	5,516,905,217	5,481,799,259	35,105,958				

## 財務諸表に対する注記（法人全体用）

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的の債券

当法人は、償却原価法（定額法）によっている。

##### ② 満期保有目的の債券以外の有価証券で時価のあるもの

当法人は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっている。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

##### ③ リース資産

当法人は、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

#### (3) 徴収不能引当金の計上基準

当法人は、期末時の利用者に対する債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。

#### (4) 賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

#### (5) 退職給付引当金の計上基準

##### ① 独立行政法人福祉医療機構（以下、「福祉医療機構」という。）の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、每期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

##### ② 岩手県社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

#### (6) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号、最終改正平成25年3月29日雇児発0329第

24号・社援発0329第56号・老発0329第28号、以下「会計基準」という。)に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(7) ケアハウスの入居一時金の会計処理について

当法人の運営するケアハウスにおいては、入居時に一時金として保証金を徴収している。この保証金は、居室の原状回復費用を除き退所時に返還することを約しているため、長期預り金として固定負債に計上するとともに同額の積立預金を設定し、支払の担保措置を講じている。

なお、ケアハウス麗沢においては、利用者より居住に要する費用を「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」(平成20年5月30日厚生労働省老健局長通知老発第0530003号)に基づき管理費として徴収している。この管理費は入居時一括、10年、5年、2年、1年単位の一括及び月毎で徴収しているが、一括徴収したものは、長期預り金として固定負債に計上するとともにそれぞれ経過年数相当額を収益に計上している。

(8) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2. 重要な会計方針の変更

(1) 新たな会計基準の採用

当法人は、当年度より従来採用していた「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知老計第8号、最終改正平成24年3月29日老高発第0329第2号)並びに「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」(平成12年3月31日厚生省老人保健福祉局長通知老発第378号、最終改正平成18年2月7日老発第0207001号)に替えて、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号、最終改正平成25年3月29日雇児発0329第24号・社援発0329第56号・老発0329第28号、以下「会計基準」という。)を採用することとした。

当該変更により、事業活動計算書の前年度決算欄には金額を記載しておらず、貸借対照表の前年度末欄に記載されている金額は、「会計基準」に平成26年4月1日付で移行した結果の金額を記載している。

当該変更に伴う前期繰越活動増減差額への影響ならびに前期末支払資金残高への影響は以下の通りである。

① 前期繰越活動増減差額への影響	
I. 移行調整前の前期繰越活動増減差額	2,889,693,081 円
II. 移行による前期繰越活動増減差額の調整額	
(1) 国庫補助金等特別積立金取崩の計算方法変更による修正	△100,976,164 円
(2) 減価償却計算見直しによる修正	146,638,786 円
差引合計 前期繰越活動増減差額の調整額	45,662,622 円
III. 移行調整後の前期繰越活動増減差額	2,935,355,703 円
② 前期末支払資金残高への影響	
I. 移行調整前の前期末支払資金残高	1,234,345,260 円
II. 移行による前期末支払資金残高の調整額	
(1) 長期前払費用並びに前払費用（非資金）への振替による修正	△ 806,920 円
(2) 医薬品（非資金）への振替による修正	△1,001,517 円
(3) 投資有価証券への振替による修正	△5,000,000 円
(4) 長期未払金への振替による修正	1,702,400 円
差引合計 前期末支払資金残高の調整額	△5,016,037 円
III. 移行調整後の前期末支払資金残高	1,229,239,223 円

### 3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員<sup>(注)</sup>の退職金の支給に備えるため、岩手県社会福祉協議会が定款第2条第15号に基づき運営する「岩手県社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。また、平成18年3月31日以前から在籍する者については福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度に加入している。

(注) 就業規則第3条に規定する職員

### 4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人は、(4)に記載する社会福祉事業及び公益事業を実施しているため、(1)～(4)に記す財務諸表を作成するものである。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 社会福祉事業区分における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (3) 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (4) 当法人が実施する事業区分における各拠点区分と当該拠点区分におけるサービス区分の内容

(社会福祉事業区分)

ア 本部拠点区分

理事会、評議員会の運営による経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分に属さない経費及び収益について区分経理するために本部拠点区分を設けている。

イ れいたく苑拠点区分

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号、以下「社会福祉法」という。）第 2 条第 2 項第 3 号に規定する特別養護老人ホームれいたく苑を中心に以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

① 指定介護老人福祉施設 れいたく苑サービス区分

社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号（第 1 種社会福祉事業）に規定する特別養護老人ホーム

② 指定短期入所生活介護事業 れいたく苑サービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する老人短期入所事業〔介護保険法（平成 9 年法律第 123 号、以下「介護保険法」という。）第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護事業〕

③ 指定通所介護事業 れいたく苑サービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防サービス

ウ アネックスれいたく拠点区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号に規定する短期入所生活介護事業アネックスれいたくを中心に以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

① 指定短期入所生活介護事業 アネックスれいたくサービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する老人短期入所事業（介護保険法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防サービス

② 指定通所介護事業 アネックスれいたくサービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護事業）

③ 指定居宅介護支援事業 アネックスれいたくサービス区分

介護保険法第 8 条第 23 項に規定する居宅介護支援事業（公益事業）

エ ケアハウス麗沢拠点区分

社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号（第 1 種社会福祉事業）に規定する特定施設入居者生活介護事業（介護保険法第 8 条 11 項）及びこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 11 項に規定する介護予防サービス

オ たきざわの家拠点区分

社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号(第 1 種社会福祉事業)に規定する特別養護老人ホーム

カ ケアガーデン高松公園拠点区分

社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号に規定する軽費老人ホーム ケアガーデン高松公園を中心に以下のサービス区分を含む拠点区分としている

① 軽費老人ホーム ケアガーデン高松公園サービス区分

社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号(第 1 種社会福祉事業)に規定する軽費老人ホーム(介護保険法第 8 条 11 項に規定する特定施設入居者生活介護事業)

② 指定通所介護事業 ケアガーデン高松公園サービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号(第 2 種社会福祉事業)に規定する老人デイサービス事業(介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護事業)及びこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防サービス

③ 介護支援センター ケアガーデン高松公園サービス区分

「盛岡市地域包括支援センター運営事業実施要綱」に基づく包括的支援事業(公益事業)

④ 地域交流センターサービス区分

「盛岡市特定高齢者通所型介護予防事業実施要綱」に基づく通所型介護予防事業(公益事業)

キ ケアハウスにのへ拠点区分

社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号(第 1 種社会福祉事業)に規定する軽費老人ホーム(介護保険法第 8 条 11 項に規定する特定施設入居者生活介護事業)及びこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 11 項に規定する介護予防サービス

ク 湯の里にのへ拠点区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 10 号に規定する介護老人保健施設湯の里にのへを中心に以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

① 介護老人保健施設 湯の里にのへサービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 10 号(第 2 種社会福祉事業)に規定する介護老人保健施設及び空きベッドを活用した介護保険法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護事業(第 2 種社会福祉事業)、並びにこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 10 項に規定する介護予防サービス

② 通所リハビリテーション 湯の里にのへサービス区分

介護保険法第 8 条第 8 項に規定する通所リハビリテーション事業及びこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 8 項に規定する介護予防サービス



③ 訪問リハビリテーション 湯の里にのへサービス区分

介護保険法第 8 条第 5 項に規定する訪問リハビリテーション事業及びこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 5 項に規定する介護予防サービス

④ 指定居宅介護支援事業 湯の里にのへサービス区分

介護保険法第 8 条第 23 項に規定する居宅介護支援事業（公益事業）

⑤ 指定通所介護事業 湯の里デイサービスセンターサービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防サービス

ケ 花の里かるまい拠点区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 10 号に規定する介護老人保健施設花の里かるまいを中心に以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

① 介護老人保健施設 花の里かるまいサービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 10 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する介護老人保健施設及び空きベッドを活用した介護保険法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護事業（第 2 種社会福祉事業）、並びにこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 10 項に規定する介護予防サービス

② 通所リハビリテーション 花の里かるまいサービス区分

介護保険法第 8 条第 8 項に規定する通所リハビリテーション事業及びこれと一体的に行われている第 8 条の 2 項第 8 項に規定する介護予防サービス

③ 指定居宅介護支援事業 湯の里にのへサービス区分

介護保険法第 8 条第 23 項に規定する居宅介護支援事業（公益事業）

④ グループホーム 花の里かるまいサービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業（介護保険法第 8 条第 19 項に規定する認知症対応型共同生活介護事業）およびこれと一体的に行われる介護保険法第 8 条の 2 第 17 項に規定する介護保険法介護予防サービス

⑤ 小規模多機能 花の里かるまいサービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する小規模多機能型居宅介護事業（介護保険法第 8 条第 18 項に規定する小規模多機能型居宅介護事業）及びこれと一体的に行われる介護保険法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	491,038,570	0	0	491,038,570
建物	2,654,915,397	3,315,600	162,458,380	2,495,772,617
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
合計	3,155,953,967	3,315,600	162,458,380	2,996,811,187

## 6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

## 7. 担保に供している資産

担保に供している資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	146,682,300円
建物（基本財産）	1,017,012,901円
計	<u>1,163,695,201円</u>

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	155,460,000円
計	<u>155,460,000円</u>

## 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	5,429,157,616	2,933,384,999	2,495,772,617
建物	10,186,291	9,551,933	634,358
構築物	257,669,492	206,177,162	51,492,330
機械及び装置	48,355,264	44,006,277	4,348,987
車輛運搬具	42,026,118	37,049,856	4,976,262
器具及び備品	432,969,063	312,608,692	120,360,371
有形リース資産	58,679,280	39,381,587	19,297,693
合計	6,279,043,124	3,582,160,506	2,696,882,618

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	394,639,371	89,182	394,550,189
未収金	123,495	0	123,495
合計	394,762,866	89,182	394,673,684

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

当法人が保有する満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
債券			
利付国債(5年) 第109回	5,000,000	5,006,500	6,500
合計	5,000,000	5,006,500	6,500

(注) 債券の期末時価については、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっている。

11. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

12. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

13. 重要な後発事象

該当する事項はない。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

	当年度末	前年度末
① 支払資金の範囲に含まれる前払費用	162,444 円	264,234 円
② 長期前払費用からの振替額	620,065 円	620,065 円
貸借対照表計上額	<u>782,509 円</u>	<u>884,299 円</u>

(2) リース取引関係

① ファイナンスリース

(ア) 有形リース資産

業務用サーバー等（器具及び備品）及び送迎車等（車両運搬具）である。

(イ) 無形リース資産

勤怠管理システム等（ソフトウェア）である。

(ウ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (1) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

(3) 積立金の積立

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。なお、積立金に対してはそれぞれ積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

① 施設整備等積立金

将来発生が見込まれる土地取得に要する費用及び建物・設備並びに機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善に要する費用に充てるための積立金であり、同額の積立預金を留保するものである。

この積立金は理事会の承認により取り崩すこととなる。